

令和7年度 第2回 長野市国民健康保険運営協議会概要

日 時	令和7年11月19日（水）午後1時30分～午後2時30分
会 場	ふれあい福祉センター5階ホール
出 席 者	<p>委員 16名（欠席者 5名）</p> <p>出席 古澤委員、大平委員、北鳩委員、佐藤梨枝子委員、村山委員、佐藤悦郎委員、中澤委員、濱田委員、伊藤委員、春日委員、小池委員、藤橋委員、西島委員、西委員、大日方委員、前田委員</p> <p>欠席 山本委員、大澤委員、原田委員、北村委員、加藤委員</p> <p>事務局 12名 西澤副市長、小林保健福祉部長、柄澤国保・高齢者医療課長 他 (傍聴者 3名)</p>
次 第	<p>1 開 会</p> <p>2 挨 捶</p> <p>3 諮 問</p> <p>令和8年度長野市国民健康保険の保険料率の設定について</p> <p>4 議 事</p> <p>(1) 議事録署名人の指名</p> <p>(2) 子ども・子育て支援金について</p> <p>(3) その他</p> <p>5 閉 会</p>
議 事	<p>(1) 議事録署名人の指名</p> <p>会長から大平靖長委員が指名された。</p> <p>(2) 子ども・子育て支援金について 資料1</p> <p>事務局が資料1を説明した。</p> <p>【質疑応答】</p> <p><委員></p> <p>子ども・子育て支援金制度は、健康保険法の趣旨に照らして合致するのかどうか、健康保険で使われる費用でないものを健康保険料で徴収するということはどうなのか説明をいただきたい。</p> <p><国保・高齢者医療課></p> <p>制度改正は国会での審議時から様々な意見があったことは承知しているが、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に医療保険の保険料と合わせて納付いただくことが子ども・子育て支援法に定められているので、ご理解いただきたい。</p>

	<p><委員></p> <p>子ども・子育て支援金にかかる料率が決定したとすると、保険料を滞納した場合の徴収には子ども・子育て支援金も含まれるのか。</p> <p><国保・高齢者医療課></p> <p>医療分、介護分、支援分と合わせて徴収することになる。</p> <p><委員></p> <p>資料4ページで長野市が納付する支援納付金の見込額が試算されているが、これには 18歳未満の子どもの数が含まれているのか。</p> <p><国保・高齢者医療課></p> <p>被保険者数には18歳未満の子どもの数は含まれていない。</p> <p><委員></p> <p>納付義務者は保険者の長野市とのことだが、掛かる保険料は我々加入者が全額負担するということで良いか、減額の場合は長野市が負担するのか、その他に長野市が負担するものはあるのか。</p> <p><国保・高齢者医療課></p> <p>国からの情報が少ない段階だが、徴収する金額とは別に国から軽減分の補助が入ってくる。現在の試算だと、トータルでは長野市が県へ納付する納付金は3億7,000万円の見込みである。約半分が公費として支給され、残りの半分を保険者が加入者から徴収する仕組みになっている。</p> <p><委員></p> <p>6ページの試算1、試算2のメリットとデメリットで、試算1の方は必要な保険料に若干足りないとのことだが、足りない分をどうするのか。</p> <p><国保・高齢者医療課></p> <p>国保財政全体の中から補う形になる、健全財政を考えると今回は初回ということもあるので固く試算2の方が望ましいと考えるが、これに近い数字で提示したものである。</p> <p><委員></p> <p>試算1と試算2を選ぶ基準として、「長野市の国保と年金」30ページに「保</p>
--	--

	<p>「保険料の賦課割合」が示されている。応能割合と応益割合の 50 : 50 は理解できるが、子ども・子育て支援分を加味した場合の割合はどうなるのか、参考に表を示してもらえると分かりやすいと思う。</p> <p><国保・高齢者医療課></p> <p>ご指摘の資料については後日、委員の皆さんにお示ししたい。</p> <p><委員></p> <p>「長野市の国保と年金」30 ページで「保険料の賦課割合」の均等割と平等割のパーセンテージについて、1か月あたりの金額なのか、年間トータルの保険料のことなのか。</p> <p><国保・高齢者医療課></p> <p>年額で計算したものである。</p> <p><委員></p> <p>市民の感覚では、市の財政健全化計画のとおり、国民健康保険料の料率は上げないとなっているが、子ども・子育て支援金の開始により実際は上がることになる。運営協議会で決めたということだけで市民の理解が得られるのか、市民の理解をどのように得ていくのか計画を教えていただきたい。</p> <p><国保・高齢者医療課></p> <p>広報やホームページで説明していきたいと考えている。また議会へも制度改正について丁寧に説明をしていく。</p> <p><委員></p> <p>保険料は構造的に協会けんぽや共済よりも高い設定にならざるを得ない構造になっている。こうした中で保険料が上がり負担しきれない人が出てくる可能性があるので、丁寧な対応が必要になると思う。</p> <p><委員></p> <p>国保財政全体の中から補うということだが、繰越金はこれまで過去の被保険者が医療分として納付した保険料であって、医療費が急激に上昇した時の準備資金をあてにするのは適当ではない、国保の健全財政運営という考え方にして、新しい制度として保険料を納付していただくので、子ども・子育て支援金については、それだけで必要な額を確保するという考え方方が良いと個人的には考える。</p>
--	--

	<p>試算 1 と試算 2 では 2 人以上世帯では均等割と平等割が異なってくるが、必要額を確保するとなれば試算 2 が妥当であると思う。</p> <p>2 人以上世帯がどの程度負担が重くなるのか、資料 8 ページのモデルケースを見ると、何倍も差があるわけではなく、僅かな差であり許容できる範囲と考える。最初から国への納付金が不足する形でスタートするのは如何なものかと思う。</p>
	<p>＜委員＞</p> <p>モデルケースでは年間で 100 円に満たない差はあるが、モデルケースで示されていない、子どもが 18 歳以上の世帯になると子どもはまだ学生なので収入は無い状態で子育て支援分の均等割がかかることになり、影響がでることも考えるとどちら良いのか迷うところである。</p> <p>モデルケースには無い、子どもが大学生の世帯の国保料の負担が大きくなるのではないかと思う。</p>
	<p>＜国保・高齢者医療課＞</p> <p>18 歳以上は均等割がかかってくる仕組みだが、軽減措置等についての国からの連絡はない。また試算 1 と試算 2 の差としては、試算 2 の方が一人当たり 240 円高くなる。</p>
	<p>＜委員＞</p> <p>国の税制等で大学生がアルバイトをした場合の扶養控除額の取扱いが手厚くなるなど、18 歳以上の子どもについての扶養者の負担はカバーされているのではないかと個人的には思う。</p> <p>また、子ども・子育て支援金制度の話が出た時には、独身税だという話も出了位なので、2 人以上世帯の負担の方は大きいが、許容できる範囲ではないかと思う。</p>
	<p>＜委員＞</p> <p>本日の議論の結果、試算 2 の方向でまとめていくということで協議会の意見とすることで異議ないか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>詳細部分については、次回の協議会で取り上げていただきたい。</p> <p>また、今回のモデルケースは典型的な事例のみであるので、制度を運営していく中で市としても様々な声を拾い上げ、必要に応じて軽減の仕組みなども国</p>

	<p>に対して支援を求めていくことをお願いしたい。</p> <p>なお、2ページの改正法附則（留意事項）の部分で、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇がこれを超えないようになるとの記載があるが、今後、国や県・市は検証して説明責任を果していく必要があると思う。</p>
--	--